

議案第 86 號

三朝町國民健康保險條例一部改正の件  
三朝町國民健康保險條例の一部を次のように改正するものとする

昭和二十九年六月廿二日提出

三朝町長 坂 出 雅 巳



昭和廿九年六月廿五日

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三朝町國民健康保險條例の一部を改正する條例

三朝町國民健康保險條例(昭和二十八年三朝町條例第十一号)の一部を次のように改正する

第五條二項

「日産労働者健康保險法第八條の規定に依り日産労働者健康保險被保險者手帳の交付を受け六月を経過せざるもの但し同法第七條の規定による承認を受け同法の被保險者と為りざる期間内にある者を除く」とあるを

「日産労働者健康保險法第八條の規定により日産労働者健康保險被保險者手帳の交付を受け六月を経過せざる者及びその被扶養者(但し同法第七條の規定に依り承認を受け同法の被保險者となりざる期間内に在る者及びその被扶養者を除く)」に改める

第十四條に但書を加ふ

但し同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき日産労働者健康保險法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定によつてこれに相當する給付があつたときはその限度において行わぬ

第二十七條の一を新たに設ける

一、この町は事故が第三者の行為によつて生じた場合において保險給付を行つたとき、その給付の額の限度において被保險者又は被保險者であつた者が第三者に対して有する損害賠償請求の権利を取得することができる

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十九年四月一日より適用する